

※ [1号認定]利用者負担額基準額表(平成31年度版) ※

階層区分	定義	利用者負担
第1階層	生活保護世帯	○
第2階層	町民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	○
第3階層 (特第3階層)	町民税所得割課税額 77,101円未満	7,600 (2,100)
第4階層	町民税所得割課税額 211,201円未満	13,000
第5階層	町民税所得割課税額 211,201円以上	18,200

※カッコ内の金額(特第3階層)は、ひとり親世帯又は在宅障がい者のいる世帯に該当する場合の保育料です。

○多子軽減 該当する階層区分で軽減率が異なります。

階層区分	軽減率
第3階層、特第3階層	保護者と生計を一にする兄姉から数えて2人目以降無料 ※父母等が税法上の扶養としていることを条件としています
第4階層、第5階層	小学校3年生までの兄姉から数えて2人目半額、3人目以降無料

○注意事項

- ・就園奨励費補助金は支給されません。あらかじめ補助金額を考慮した保育料となっています。
- ・保育料とは別に、各施設が定める費用(給食費や一時預かり料金等)がかかる場合があります。
詳しくは、入所施設に直接お問い合わせください。